

各都道府県への配分について

1.基本	くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方 6. (2) 各都道府県への配分 <u>基礎比率を用いて配分することを基本とする。</u>
2.調整	ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、過去の超過分の差し引きや小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（以下「都道府県別基礎配分」という。）を <u>下回る都道府県にあっては、都道府県別基礎配分とすることを基本とする。</u> その上で、 <u>都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。</u> さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑦に掲げる <u>上乗せ又は追加配分を行う。</u>
3.上乗せ	<u>これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。</u> (当初に上乗せするもの) ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が <u>1トン未満となる都道府県に対して上乗せ</u> するもの（小型魚、大型魚） ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、 <u>①の上乗せ後の数量が、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乗せ</u> するもの（大型魚） ③ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、 <u>②までの上乗せ後の数量が少ない都道府県に対して上乗せ</u> するもの（小型魚、大型魚） ④ 第2管理期間及び第3管理期間の <u>超過分の差し引き</u> により、基礎比率が低くなる都道府県への <u>影響緩和</u> を目的として、 <u>該当する都道府県に対し③までの上乗せ後の数量に上乗せ</u> するもの（小型魚、大型魚）
4.追加配分	(管理年度中に追加配分するもの) ⑤ 管理年度中の漁獲枠の融通を促進することを目的として、 <u>前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分</u> するもの（小型魚、大型魚） ⑥ 国全体の漁獲枠の有効利用を目的として、 <u>前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分</u> するもの（小型魚、大型魚） ⑦ 小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を <u>小型魚から大型魚へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分</u> するもの（大型魚）

